

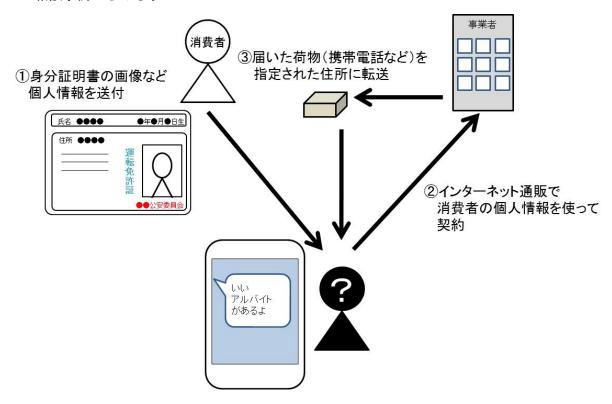
報道発表資料

平成28年7月22日 独立行政法人国民生活センター

「荷受代行」・「荷物転送」アルバイトにご注意! (速報)

全国の消費生活センターには「送られてきた荷物を指定された住所に転送するだけで報酬がもらえるというアルバイトをするために身分証明書を送ったところ、知らない間に自分の名義で携帯電話が契約されていた」という相談が複数件寄せられ始めていますので、至急、消費者への注意喚起を行います。

1. 相談事例からみる手口



現時点で国民生活センターが把握している内容は以下のとおりです。

①SNSでアルバイトを紹介され、身分証明書の画像など個人情報を相手に送る

SNSで「友達」から「いいアルバイトを紹介している人がいる」と連絡があったり、「いいアルバイトがある」といった投稿をみたりして、消費者は相手に連絡をとっています。

消費者がSNSを通じて連絡すると「アルバイトの内容は、電化製品・電子機器の入った荷物

を指定の住所に送るだけ」「1回送る度に報酬(3,000円や5,000円など)が支払われる」「アルバイトをはじめるには、運転免許証や健康保険証などの身分証明書が必要」といった説明があります。

消費者は、身分証明書を画像に撮り、その画像データをSNSで相手方に送付しています。その他、自分の名前、住所、生年月日、電話番号、報酬の振込先の銀行等口座などを伝えています。

なお、相手として、アルバイトの紹介だけをする者、アルバイトの内容を説明する者、身分証明書の画像の送付先の者、実際に仕事の指示をする者など複数者がSNS上に登場しているケースもみられます。

②消費者の個人情報や身分証明書の画像を使って、インターネット通販で携帯電話などが契約される

相手を含めた何者かが格安スマホなどを提供する事業者(MVNO*)のホームページから、 消費者を契約者としてSIMカードや携帯電話の端末を契約しているようです。このとき、契約 者の情報として、消費者の氏名、住所、生年月日、電話番号などが使用されている可能性があり ます。また、携帯電話不正利用防止法上、携帯電話などの契約にあたっては本人確認が義務付け られており、消費者が事前に送付した身分証明書の画像を使用して何者かが契約をする行為は、 同法に違反する行為だと考えられます。

支払方法としてはクレジット払いが通常で、この手口では消費者とは別の名義人のクレジット カードが使用されて契約されている事例が複数みられます。

なお、以上のことを消費者は認識していません。

※MVNO (Mobile Virtual Network Operator:仮想移動体通信事業者)とは、自らは電波の割り当てを受けず、電波を割り当てられた携帯電話事業者からネットワークを借りて独自のサービスを提供する事業者であり、いわゆる格安スマホなどを提供している。

③消費者が届いた荷物を指定された住所に転送することで、報酬が支払われる

消費者のもとに、②で契約されたと思われるSIMカードや携帯電話の端末の入った荷物が届きます。この荷物をあらかじめ指定された住所に送り、その住所に届いたことが確認された時点で報酬が消費者の銀行等口座に支払われます。

書類(契約書など)が届くケースもありますが、消費者は「荷物も書類も中身は開封せず、そのまま着払いで指定の住所に送ってほしい」と指示されています。

こうしたことを、消費者が複数回行っているケースがみられます。

2. 消費者へのアドバイス

- ・消費者は「荷受代行」・「荷物転送」のアルバイトのつもりが、運転免許証や健康保険証などを 使用され、消費者の名義で携帯電話を契約されています。消費者の名義で不正に契約された携 帯電話などが、犯罪に使用される可能性もあります。
- ・数千円の報酬を得ようと思ってはじめたことが、結果的には、自己名義の契約を解約するため に解約金や携帯電話の端末代金として1契約につき数万円を支払わなければならないという状 況になることがあります。また、契約に使われたクレジットカードが不正利用されている場合、 契約者である消費者に対して、月額利用料や通話料などが今後請求される可能性もあります。
- ・<u>こうした「荷受代行」・「荷物転送」アルバイトは絶対にしないようにしましょう</u>。また、<u>運転</u> 免許証や健康保険証、銀行等口座などの個人情報を安易に伝えないようにしましょう。